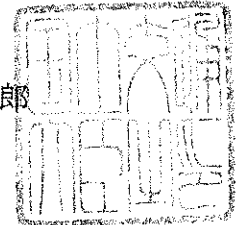


国海人第123号
平成24年11月22日

交通政策審議会
会長 佐和隆光 殿

国土交通大臣
羽田 雄 一 郎



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法第55条第5項（昭和23年法律第130号）の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第164号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第55条第5項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所	事業所数
株式会社ダイキ	広島県呉市広白石二丁目7番5-201号	1
株式会社デュカム	東京都港区西新橋二丁目6番2号	1
株式会社グローバル オーシャンディベロップ メント	神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目13番8 号 三井生命上大岡ビル	1